

最高裁第一小法廷平成12年3月9日判決 —損害賠償請求権の転付と直接請求権の帰趨—

(最高裁平成9年(オ)第992号・第993号、損害賠償請求及び独立当事者参加事件、一部棄却、一部破棄自判、民集54巻3号960頁)

A Case On Damages And Insurance

田 中 稔

『事実』

Aは平成5年9月30日に沖縄県恩納村谷茶の国道58号線にて発生した本件交通事故により死亡した(沖縄タイムス平成5年10月1日によれば、加害車両はごみ収集車、被害車両は普通乗用車、のいわゆる右直事故である)。Aの母Bがこれを単独で相続している。本件事故と相当因果関係のあるAの損害は4756万2235円と認定されている。

加害車両の所有者Y₁は、Y₂との間で自動車共済契約(以下「任意保険契約」といい、これに基づいて支払われる共済金を「保険金」という。)及び自動車損害賠償責任共済契約(以下「自賠責共済契約」といい、これに基づいて被害者に直接支払われる損害賠償金を「責任賠償金」という。)を締結していたものであるところ、本件事故後、自賠責共済契約に基づいて、妻子Cらに対し、その固有の慰謝料として644万5063円の責任賠償金が支払われた。なお、任意保険契約の約款には、損害賠償金の額から自賠責共済契約により支払われる額を控除した額が保険金として支払われる旨の定めがある。

Xは平成6年10月に、Bに対する確定判決を債務名義として、BがY₁に対して有する本件事故による損害賠償請求権のうち4000万円についての債権差押及び転付

命令を取得した（確定済み）。

Xは、Y₁に対し、自賠法3条に基づいて4400万円の損害賠償金その他の支払を求めている。また、Xは、Y₂に対し、選択的に、（ア）任意保険契約所定の保険金の直接請求権に基づき、又は（イ）Y₁に代位してY₁がY₂に対して有する保険金請求権を行使するとして、更に予備的に、（ウ）自賠法23条の2の準用する同法16条1項の責任賠償金の支払請求権に基づき、判決の確定を条件に4400万円その他の支払を求めている。

Bは、Y₁に対し、自賠法3条に基づいて2590万4937円の損害賠償金その他の支払を求めている。また、Bは、Y₂に対し、自賠法16条1項に基づいて2590万4937円の責任賠償金その他の支払を求めている。さらに、Bは、Xに対し、Bが、Y₁に対して自賠法3条に基づく2355万4937円の損害賠償請求権を、Y₂に対して同法16条1項に基づく2355万4937円の責任賠償金の支払請求権を、それぞれ有することの確認を求めている。

原審（福岡高那霸支判平成9年1月28日）の判断は下記の通りである。

まず、Xの請求については、Y₁に対する請求を、4000万円の損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で認容し、また、Y₂に対する任意保険契約に基づく保険金の代位請求、XのY₁に対する損害賠償請求訴訟に関する判決の確定を条件に1536万2235円及びこれに対する判決確定の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で認容し、そして、Y₂に対する任意保険契約所定の保険金の直接請求権に基づく請求及び自賠法16条1項に基づく請求を棄却した。

次に、Bの請求については、Y₁に対する請求を、756万2235円の損害賠償金及び遅延損害金の支払を求める限度で認容し、その余を棄却しているが、Y₂に対する請求を、2575万4937円の責任賠償金及び遅延損害金の支払を求める限度で認容し、その余を棄却し、さらに、Xに対する請求を、BがY₁に対して本件交通事故による756万2235円の損害賠償請求権及びY₂に対して右事故による2355万4937円の責任賠償金の支払請求権を有することの確認を求める限度で認容し、その余を棄却した。

これに対し、Xが上告している。

『判旨』

1 まず、XのY₂に対する任意保険契約に基づく保険金の代位請求に関する原審の判断について

「Y₁の締結した自賠責共済契約に基づいて既にAの妻子Cらに対して同人ら固有の慰謝料として六四四万五〇六三円の責任賠償金が支払われているのであるから、Aが被った損害に関して自賠責共済契約によりY₁に支払われる額は、死亡の場合の保険金額である三〇〇〇万円から右の六四四万五〇六三円を控除した二三五五万四九三七円となり、XのY₂に対する任意保険契約に基づく保険金の代位請求は、前記四五三六万二二三五円から右の二三五五万四九三七円を控除することにより算出される二一八〇万七二九八円及びこれに対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで年五分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で認容すべきものである」から、「原判決中右請求に関するXの敗訴部分は、右の説示と異なる限度において破棄を免れない」と。

2 さらに、職権を以て下記の通り判示する。

「交通事故の被害者の保有者に対する損害賠償請求権が第三者に転付された後ににおいては、被害者は転付された債権額の限度において自賠法一六条一項に基づく責任賠償金の支払請求権を失うものと解するのが相当である。けだし、自動車損害賠償責任保険は、保有者が被害者に対して損害賠償責任を負担することによって被る損害をてん補することを目的とする責任保険であり、自賠法一六条一項は、被害者の損害賠償請求権の行使を円滑かつ確実なものとするため、右損害賠償請求権行使の補助的手段として、被害者が保険会社に対して直接に責任賠償金の支払を請求し得るものとしているのであって（最高裁昭和六〇年（オ）第二一七号平成元年四月二〇日第一小法廷判決・民集四三巻四号二三四頁参照），その趣旨にかんがみれば、自賠法一六条一項に基づく責任賠償金の支払請求権は、被害者が保有者に対して損害賠償請求権を有していることを前提として認められると解すべきだからである。そうすると、Bが、Y₂に対し、自賠責共済契約により支払われるべき死亡の場合の

保険金額（三〇〇〇万円）から右契約に基づいてCに対して支払われた六四四万五〇六三円の責任賠償金を控除した残額二三五五万四九三七円と弁護士費用二二〇万円との合計二五七五万四九三七円の責任賠償金の支払請求権を有するとした原審の判断は、Bが、Xに対して転付された債権額の限度でY₁に対する損害賠償請求権を喪失した後においても、Aの妻子に対して支払われた分を除く責任賠償金の全額について支払請求権を有すると解したものといわざるを得ないから、右の原審の判断には、Aが被った損害に関する損害賠償請求権の額（四七五六万二二三五円）からXに転付された債権額（四〇〇〇万円）を控除した残額（七五六万二二三五円）を超える額の責任賠償金の支払請求及び支払請求権の確認請求を認容した部分において、法令の解釈適用を誤った違法があり、右違法は原判決の結論に影響を及ぼすことが明らかである。」

本判決には、後述のように、小野幹雄裁判官の反対意見、藤井正雄裁判官の補足意見、が付されている。

『検討』 判旨には疑問がある。

(1) 交通事故の被害者が自動車損害賠償保障法（以下では「自賠法」と記す）により、保有者に対する同法3条にもとづく損害賠償請求権と同法16条にもとづく保険会社に対する直接請求権（以下では「直接請求権」と記す）とを取得する場合においては、損害賠償請求権が直接請求権の発生の前提にあることは、同法16条の文言や責任保険としての自賠責保険の性質から明らかであり（責任保険とは、契約所定の事故の発生により被保険者が第三者から裁判上または裁判外で損害賠償の請求を受けたときに、契約所定の給付をする保険である。西嶋梅治『保険法（第2版）』296頁），また、被保険者が被害者に対する損害賠償債務を履行したときは、直接請求権はその限度で縮減し（同法16条2項），逆に、保険会社が被害者に損害賠償金を支払ったときは、その限度で被保険者の保険金請求権は縮減する（同条3項）関係にあって、被害者が二重の賠償を受けることができるという趣旨ではない（本件事案は責任共済契約が締結されていた事案であるが、責任保険に関する規定が準用されるため（自賠法23条の2），本稿では特に区別しないで問題に検討を加えたい）。

直接請求権の生じた後に、損害賠償請求権について生じた事由が直接請求権にいかなる影響を与えるかは重要な問題となりうる。このうち、本判決は、損害賠償請求権が転付命令により第三者に移転した場合の直接請求権の帰趨、という従来は問題としてほとんど認識されていなかった点について、最高裁として、後述する喪失説を探ることを明らかにした判決である。

(2) 直接請求権については自賠法18条が差押禁止債権である旨を定めており、転付命令の対象にならないと考えられている一方で、民法709条にもとづく損害賠償請求権も自賠法3条の損害賠償請求権も差押禁止債権にあたらず、転付命令により執行債権者に移転しうると解されている。

損害賠償請求権が転付命令により第三者に移転した場合における直接請求権の帰趨については、被害者の直接請求権と移転後の損害賠償請求権は併存するという併存説（内山衛次後掲113頁、坂口光男後掲101頁、中田裕康後掲355頁、鈴木達次後掲、潘阿憲後掲）と、直接請求権は転付された債権額の限度で縮減するという喪失説（八島宏平後掲211頁以下、田上富信後掲226頁以下、塙崎勤後掲69頁、安永武央後掲135頁、西嶋梅治後掲）と考えられるが（直接請求権も損害賠償請求権とともに転付債権者に移転するという説もありうるが、自賠法18条の差押禁止の趣旨に真っ向から反することについては、中田裕康後掲348頁参照），本判決は、「被害者及び保有者双方の利便のための補助的手段として、自賠法一六条一項に基づき、被害者は保険会社に対して直接損害賠償額の支払を請求し得るものとしているのであって、その趣旨にかんがみると、この直接請求権の成立には、自賠法三条による被害者の保有者に対する損害賠償債権が成立していることが要件となつており、また、右損害賠償債権が消滅すれば、右直接請求権も消滅する」と判示している最判平成元年4月20日民集43巻4号234頁を引用して、「自賠法一六条一項は、被害者の損害賠償請求権の行使を円滑かつ確実なものとするため、右損害賠償請求権行使の補助的手段として、被害者が保険会社に対して直接に責任賠償金の支払を請求し得るものとしているのであって～その趣旨にかんがみれば、自賠法一六条一項に基づく責任賠償金の支払請求権は、被害者が保有者に対して損害賠償請求権を有していることを前提として認められる」と判示し、損害賠償請求権が存続していても被害者に帰属

していないときは直接請求権は消滅すると判断しており、喪失説に立つことを明らかにしている。

(3) 責任保険における保険事故は損害賠償責任の発生であるから、被保険者たる保有者が被害者に支払をすることを保険金の支払の要件とする必要性は必ずしもない。しかし、自賠法15条は、「被保険者は、被害者に対する損害賠償額について自己が支払をした限度においてのみ、保険会社に対して保険金の支払を請求することができる」としている。同条は、被保険者が被害者への支払をせずに保険金を着服することによって被害者が損害賠償を得られない事態が生じないようにする趣旨であるとされている。それによって被害者に不都合を与えないように、自賠法は保険会社に対する直接請求権を被害者に与えている（同法16条）。

責任保険は性質上、損害賠償責任を負う被保険者の損害の填補を目的とする保険であるから、被害者の直接請求権は保険契約の性質上当然に生ずる権利ではない（任意自動車保険においては、自賠法制定に約20年遅れる昭和49年によくやく直接請求権が導入されている）。責任保険における被害者から保険会社に対する請求の法的性質については議論があるが、自賠法が特に認めた権利であるということができよう（保険会社による併存的債務引受けであるとみる見解として、鈴木達次後掲55頁、がある）。

なお、被保険者または保険契約者が悪意であるときは保険会社は保険金請求権からは免れるが（自賠法14条）、被害者は保険会社に対し直接請求をすることができる。

(4) 直接請求権の法的性質、損害賠償請求権と直接請求権との関係について、保険金請求権と同じまたはそれに準ずる権利とみる考え方、被害者の有する損害賠償請求権と同じまたはそれに準ずる権利とみる考え方、保険金請求権とも損害賠償請求権とも異なる自賠法が特に被害者に付与する請求権であるという考え方、がある。従来、最高裁は次のように述べている。

最判昭和39年5月12日民集18巻4号583頁は、交通事故の被害者が保険会社Aに対し保険金額査定については異議なき旨の承諾書を提出したうえ約7万円をAから受領した後に加害者に対し慰謝料50万円の支払を請求している事案において、自賠

「法第一六条第一項の被害者の請求権は被保険者が被害者に賠償金を支払うてこれを保険会社に請求する法第一五条の手続を簡略し、被害者が自らの蒙つた損害を直接請求する法定の代位権又は之に準ずる権利であ」って、「被上告人が代位の法理に基いて法第一六条の権利を行使し、請求権の一部を処分し因つて上告人の法第一五条の権利を消滅させた場合には代位者と本人との関係に於いて被上告人が上告人に対して有していた損害賠償権に基く請求権も亦消滅しておる」という加害者側の主張に対し、被害者が加害者らに対する本件損害賠償請求権をも放棄したものとは認められないと判示する際に、「被害者が保険会社に対しても自賠法一六条一項に基づく損害賠償請求権を有するときは、右両請求権は別個独立のものとして併存し、勿論被害者はこれがため二重に支払を受けることはないが、特別の事情のない限り、右保険会社から受けた支払額の内容と抵触しない範囲では加害者側に対し財産上又は精神上の損害賠償を請求し得る」としている。

最判昭和57年1月19日民集36巻1号1頁は、「自動車損害賠償保障法一六条一項に基づく被害者の保険会社に対する直接請求権は、被害者が保険会社に対して有する損害賠償請求権であつて、保有者の保険金請求権の变形ないしはそれに準ずる権利ではない」としている。しかし、最判昭和61年10月9日判時1236号65頁は、不法行為による損害賠償債務とは異なり、自賠法16条1項「にもとづいて生ずる損害賠償額支払債務は、期限の定めのない債務として発生し、民法四一二条三項により保険会社が被害者からの履行の請求を受けた時にはじめて遅滞に陥る」としており（最判平成6年3月25日交民27巻2号283頁も同旨を説く），損害賠償請求権と直接請求権が全く同一の性格を有するとしているわけではない。

前掲最判平成元年4月20日は上述のように、相続により被害者たる地位と加害者たる地位とが同一人が帰着したために損害賠償請求権が混同により消滅するときは直接請求権も消滅すると、判示している。

要するに、最高裁は、損害賠償請求権も直接請求権も損害賠償額の支払を目的とする別個独立の権利であるが、直接請求権を損害賠償請求権の補助的手段と位置づけ、直接請求権について生じた一部放棄は損害賠償請求権に影響を及ぼさないが、逆に、損害賠償請求権について生じた混同による消滅は直接請求権に影響を与えるとしている。

(5) 損害賠償請求権と直接請求権の一般的な関係を、連帯債務ないし不真正連帯債務とする見方が従来よりある（中島恒「解説」法曹時報16巻8号（1964）140頁）。いずれの請求権も被害者に生じた損害の填補を目的としているが、二重の填補を目的とするものではない。

判例によれば、連帯債務者のうちの一部の者に対する転付命令は可能であり、他の連帯債務者の負う債務に影響を及ぼさない、とされている（大判昭和13年12月22日民集17巻2522頁、最判平成3年5月10日判時1387号59頁）。かような先例にしたがえば、両者の関係を連帯債務とみるならば、転付命令により損害賠償請求権が転付債権者に移転しても、直接請求権はそのまま存続すると解されることになる（内山衛次後掲113頁）。両者の関係を不真正連帯債務の関係とみても、同様であろう（鈴木達次後掲55頁、潘阿憲後掲71頁）。

ただ、損害賠償請求権と直接請求権の関係を連帯債務ないし不真正連帯債務と性格づけることは必ずしも一般的ではなく、また、具体的な問題の処理をみちびくことができるわけではないという指摘もある（八島宏平後掲211頁、中田裕康後掲352頁）。

(6) 損害賠償請求権は直接請求権の発生の要件である（自賠法16条）。前者に対する後者の依存関係が発生段階に限定されるならば、本件事案において直接請求権は存続すると考えられよう（坂口光男後掲101頁、潘阿憲後掲71頁）。

前掲最判平成元年4月20日によれば、損害賠償請求権の存続は直接請求権の存続の要件である（もっとも、同判決に対しては、損害賠償請求権については直接請求権の発生原因となっているから混同が生じないという批判の他にも、損害賠償請求権が混同によって消滅しても直接請求権は消滅しないという批判も強い。中田裕康後掲345頁以下参照）。損害賠償請求権が時効消滅する場合にも直接請求権は消滅するという指摘もある（八島宏平後掲213頁、孝橋宏後掲97頁）。これに対し、本件事案においては、損害賠償請求権それ自体は転付債権者に移転して存続しているから、本件事案は先例とは必ずしも事実関係を同じくしない。

(7) 自賠責保険と損害賠償とが関連する事案の場合には通常、被害者・保有者・

保険会社、の三者の利害関係が生ずる。本件事案の場合には、これに転付債権者の利害関係が加わっている。

被害者にとっては、直接請求権の存続は明らかに有益である。転付命令により、被害者は、執行債権の縮減または消滅の利益を受けているが、かかる利益を喪失しても、直接請求権から満足をえられたならば、現実に救済を受けられるからである。

転付債権者にとっては、直接請求権が存続すると被害者がこれにより保険会社より損害賠償額の支払を受ける可能性があり、その場合には、補足意見の批判するように、被害者に対して不当利得返還請求権を取得することになる。従って、直接請求権の消滅が転付債権者にとって有益であることは明らかである。

保有者にとっては、直接請求権の存続は有益である。たしかに、直接請求権の帰趨にかかわらず、保有者の経済的負担は最終的には代わらないであろう。しかし、直接請求権にもとづき被害者が損害賠償額の支払を保険会社から受けければ、それに応じて、保有者の負う損害賠償債務は縮減ないし消滅し、いったん損害賠償請求権者に弁済をするという手間も避けられる（最判昭和49年11月29日民集28巻8号1670頁によれば、加害者が無資力であるときは、債権者代位により転付債権者は保険会社に対し保険金請求をすることができようし、また、最判昭和56年3月24日民集35巻2号271頁は、「自賠法三条所定の損害賠償請求権を執行債権として右損害賠償義務の履行によつて発生すべき被保険者の自賠責保険金請求権につき転付命令が申請された場合には～その被転付適格を肯定すべき」であるとしている）。喪失説によるとかような利益が転付命令という自己の関与しない事情によって奪われることになろう（中田裕康後掲351頁）。もっとも、保有者が転付債権者に対し転付債権にもとづき損害賠償をした場合、保有者はもはや保険会社から保険金の支払を受ける余地がないという、補足意見の指摘するリスクが存在しうる。被害者が保有者に対する損害賠償請求権と保険会社に対する直接請求権の両方を有する場合にも、その双方から二重に満足を受けることはできない。しかし、このリスクは、転付債権者が損害賠償請求権を取得した場合に固有のものではなく、保険会社に対し直接請求権を行使した被害者が損害賠償請求権を保有者に対し行使して支払を受けた場合にも生じうるが、保険会社が直接請求権にもとづき損害賠償額を支払った後に保有者が損害賠償を被害者に対してすることや、保有者が損害賠償を支払った後に保険会社

が被害者に損害賠償額を支払うことは、損害賠償をした保有者が保険会社に対し保険金を請求できなくなるため（自賠法16条3項），自賠法施行令4条1項は、「保険会社は、損害賠償額の支払をしようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を求めるものとする」と定め、同条2項は、「保険会社は、損害賠償額の支払をしたときは、遅滞なく、その旨を被保険者に通知するものとする」と規定しており、加害者が被りうる上記のリスクは、本件事案のように転付債権者が損害賠償請求権を取得した場合にも、保険会社の照会後に転付命令の正本が送達されたようなまれな場合を除けば、同施行令4条の規定により、同程度に回避することができるであろう（中田裕康後掲349頁）。

保険会社にとっては、直接請求権の消滅はおおむね有益であろう（中田裕康後掲351頁）。直接請求権と保険金請求権の競合の可能性が消滅し、支払の相手方が限定される（損害賠償請求権の額が直接請求権の額を上回るときに前者が行使されて一部の満足がえられた場合には保険金請求権と直接請求権が競合しうるが、前者が優先するというのが多数説であり（孝橋宏後掲92頁ほか参照），実務上の取扱のようである（木ノ元直樹「被害者の直接請求」塩崎勤ら編『新・裁判実務大系5 交通損害訴訟法』（2003）362頁参照））。自賠法14条により保険金請求権の生じない場合には保険会社は負担を免れる。保険契約者の無資力の危険からも免れる。もっとも、転付後に保険会社が被害者の直接請求に応じた場合、保有者からの保険金請求に応じなければならない危険が残るが、これらの利益や不利益は無視してよからう。

従って、直接請求権の存続は、被害者・保有者にとっては有益であるが、保険会社・転付債権者にとっては不利益を生ずるということができよう（中田裕康後掲、潘阿憲後掲70頁以下）。四者のうち、被害者と転付債権者との利害がもっとも対立するといえよう。

(8) 自賠法18条により直接請求権の差押が被害者保護のために禁止されている（川井健ら編（八島宏平執筆）『新版注解交通損害賠償法1巻』（1997）185頁以下、運輸省自動車交通局保障課監修『逐条解説自動車損害賠償保障法』（2003）142頁、木宮高彦ら著（板東司朗執筆）『注釈自動車損害賠償保障法新版』（2003）217頁）のに対して、損害賠償請求権は一般に差押禁止債権ではなく、自賠法が特に規定を

設けていないため、直接請求権とは異なり、自賠法3条の損害賠償請求権の差押は禁止されていないと解されている。喪失説にたつ補足意見は、直接請求権の差押を禁止するのみで損害賠償請求権の差押について何ら言及していない自賠法18条の下における被害者保護の限界である、という（八島宏平後掲211頁等も同旨を説く）。自賠法18条が、被害者の直接請求権のみが被害者の有する損害賠償請求権と分離されて移転することを防止することにとどまる、という読み方もある（安永武央後掲135頁）。これに対し、併存説に立つ反対意見は「自賠法一八条が直接請求権の差押えを禁止したのは、交通事故の被害者の生活を保障するためには損害賠償金が現実に被害者に支払われることが必要であるところから、保険金の範囲内については、被害者がその損害のてん補を現実に受ける利益を被害者の債権者の債権回収の利益に優先させようという政策的考慮に基づくものと解される」ならば、「多数意見のように損害賠償請求権の差押え、転付により被害者は直接請求権を失うと解すれば～直接請求権の差押えを禁止した法の趣旨を没却するものといわざるを得ない」と指摘している（内山衛次後掲113頁は、「本来差押禁止は執行債権者の生存を確保するための所得及びその生業の維持に向けられ、債権者と債務者の事情を個別的に斟酌すべきであり、自賠法が直接請求権の社会保障的性格から全面的に差押禁止としていること自体に大きな問題がある」から、反対意見の論拠には説得力はない、としている）。喪失説に従うと差押よりもさらに重大な影響、すなわち直接請求権の消滅を被害者にもたらし、自賠法18条の形骸化を招く（内山衛次後掲113頁、中田裕康後掲354頁）。

補足意見が指摘するように、併存説にたつと、先に転付債権者が損害賠償請求権の満足をえるかまたは同債権を保全するために保険金請求権を代位行使して満足をえた場合を除いて、転付後に被害者が直接請求権を先行的に行使して保険会社から損害賠償額の支払を受けた場合には、転付された債権の券面額で既に執行債権につき免責を受けている被害者は二重の利益を受けることになるといえる。しかし、この場合には、「被害者と転付債権者との間は不当利得の法理により調整を図る必要が生じる」（補足意見）と考えられるが（執行債権の復活による調整のあり得ることについては中田裕康後掲349頁）、いいかえれば、転付債権者は、保険会社から損害賠償額の支払を受けた被害者に対し、債権を有する状態に再度おかれることにな

るが、転付命令の前と比べて不利益になるわけではなかろう。また、保険会社から被害者への損害賠償額の支払後に保有者が転付債権者に弁済したときは、保有者から転付債権者への不当利得返還請求が可能となろう。

(9) 筆者は最高裁の立論に疑問を感じる。筆者は、自賠法の制定趣旨たる自動車事故の被害者の保護という観点だけでなく、自賠責保険契約を締結し保険料を負担する保有者の利益に鑑みると、本件事案では併存説に立つべきであると考える。

直接請求権が損害賠償請求権の補助的手段である旨を言及する3件の最高裁判決のうち、前掲最判昭和39年5月12日ではそれによって被害者に有利な結論が導かれ、前掲最判平成元年4月20日、本判決の2件では逆に被害者に不利な結論が導かれたことは、最高裁は被害者の保護に着目して判断を下しているわけではないから、それ自体としては矛盾していない。

たしかに、競合して生ずる民法上の損害賠償請求権については差押が禁じられないため、自賠法3条の損害賠償請求権の差押を禁止することは、自動車事故を特別に扱う理由が必ずしも明確でないし（田上富信後掲226頁），技術的な困難を伴うであろう（中田裕康後掲354頁）。また、直接請求権と異なり、自賠法3条の損害賠償請求権の差押を禁ずる規定も存在しない。しかし、自賠法は、民法の採用する過失責任の原則（民法709条）に対し、免責の余地を著しく狭めた一種の無過失責任を加害者に負わせる一方で（自賠法3条）、責任保険である自賠責保険（同法11条参照）への加入を自動車の保有者に義務づけて（同法5条）、その弁済資力を充実せしめ、最終的に交通事故の被害者の救済を促進している（同法1条）。損害が人的損害に限定されていない一般の損害賠償請求権の場合において転付命令によって執行債権が縮減または消滅する（民事執行法160条）ことで現実の満足と同等の取扱いがなされるとしても（一般的に両者が必ずしも同視できないことは、不法行為による損害賠償債権を受働債権とする相殺の禁止（民法509条）からもうかがわれるよう），自賠法3条の損害賠償請求権はもっぱら人的損害の救済を目的としており、民法上の損害賠償請求権に比して、被害者のより高度の救済の必要性が認められるならば、自賠法3条の損害賠償請求権の差押・転付命令が可能であるという現行の取扱を前提にしても、自賠法18条により直接請求権の差押が禁止されており執

行債権の縮減または消滅をもって被害者の人的損害の救済に代えていないことに鑑みると（併存説に立っても、保険金請求権が先行する場合には被害者の救済が十分には図れないことはいうまでもない），直接請求権の存続をはかることはよりその趣旨に適合しているといえよう（自賠法3条の損害賠償請求権について差押禁止の立法を示唆するものとして福田弥夫後掲245頁以下）。

さらに、自賠責保険が責任保険であることを考慮すると、被害者が満足をえない混同などの事由により損害賠償請求権が消滅する前掲最判平成元年4月20日のような事案の場合には直接請求権が消滅しても保有者の利益には影響がないが、損害賠償請求権の存続する本件事案では、上述のように、直接請求権の併存は保有者にとっても有益である。保有者にとっての直接請求権の利便性が喪失説では看過されることになる。

したがって、喪失説の指摘するように、転付債権者と被害者の間の事後的な調整が必要になり転付債権者が損害賠償請求権を取得する利点が減少するし、保険会社の事務が煩雑化する危険が残る。しかし、自賠法18条にあらわれている被害者保護、及び、責任保険としての自賠責保険の性格からみた保有者のうける利便性を考慮すると、併存説が妥当であると考えられる。

なお、本判決の射程に関連してあるが、まず、転付命令によってではなく、被害者が債権譲渡により任意に譲渡をした場合については、喪失説では転付命令による移転の場合と同様に考えることができよう（補足意見を参照。田上富信後掲48頁は、債権譲渡をした被害者が併存説に従い直接請求権を行使することは信義則に反するという）。併存説によれば、この場合については、被害者が現実に満足をえることからすると喪失説を探るべきであろうが（中田裕康後掲356頁は、被害者自身の意思が関与していることを指摘する）、保有者の立場から見た場合に、問題が残ろう。次に、本件事案とは異なり、差押債権者が取立訴訟を提起した場合には本判決の射程は及ばないという指摘がある（孝橋宏後掲97頁）。

<参考文献>

本判決について、内山衛次「判批」月刊法学教室240号（2000）、八島宏平「判批」自動車保険研究3号（2000）、田上富信「判批」判評509号（2001）、加藤了「判批」法律のひろば54巻3号（2001）、坂口光男「判批」ジュリ1202号（2001）、塩崎勤「判批」リマークス23号（2001）、福田弥夫「交通事故被害者の損害賠償請求権とその差押え—最高裁平成一二年三月九日判決を中心に」『鈴木辰紀古希・現代保険論集』（2001）所収、安永武央「判批」判タ1065号（2001）、中田裕康「判批」法協119巻2号（2001）、西島梅治「直接請求権の責任請求権への依存性」『変革期の自動車保険研究』（日本交通政策研究会・2001）所収、鈴木達次「判批」判タ1102号（2002）、潘阿憲「自動車損害賠償責任保険における直接請求権と損害賠償請求権」判タ1113号（2003）、孝橋宏「調査官解説」曹時55巻4号（2003）、がある。